（備考）
1　中間業務別収支計算書は、当該中間会計期間に係る法附則第２条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を明らかにするとともに、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額に係る有用な情報を提供することを目的として作成されるものとする。
（整理方法）
1　次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第２条の19各号に掲げる業務に整理すること。
⑴　貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額　特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。
⑵　営業経費　特定投資業務に係る貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第２条の12第４項第４号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去５事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去５事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第２条の12第４項第４号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理すること。
⑶　法人税等合計　特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、調整事項について、上記⑴及び下記２の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額並びに株式会社日本政策投資銀行の税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額と株式会社日本政策投資銀行の当該中間会計期間の所得の金額との間の差異の額に調整事項に係る額を増加又は減少して得た額について、上記⑵の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額の合計額を増加又は減少した額に法定実効税率を乗じて得た額（ただし、当該乗じて得た額が零を下回るときは零とし、また、株式会社日本政策投資銀行の法人税、住民税及び事業税の額を超えないものとする。）並びに調整事項（当該事業年度前の各事業年度において発生したものを含む。）に係る法人税等調整額について、上記⑴及び下記２の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額並びに調整事項以外の事項に係る法人税等調整額の額について、上記⑵の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額の合計額の合計額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該合計額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理すること。
2　１に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第２条の19各号に掲げる業務に直接整理すること。
3　特別の理由がある場合には、第３条ただし書の規定に基づく財務大臣の承認を受けて、上記１及び２と異なる整理をすることができる。
（記載上の注意）
1　当該中間会計期間に係る法附則第２条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を判断するために必要な事項を注記すること。
2　この様式に掲げる科目以外の科目を設けることが適当と認められるときは、当該科目を適切な場所に記載すること。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省令第六十二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日　　財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三第３号様式の表記載上の注意中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表第三第３号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省令第一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日　　財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第４号様式の表記載上の注意中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第二第４号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。